

委託番号	7308
契約形態	業務委託

業務委託仕様書

- 件名 学校施設内漏水調査業務委託（小学校）（単価契約）
- 履行期間 令和6年(2024年)4月1日 から 令和7年(2025年)3月31日まで
- 履行場所 市内小学校21校
- 積算方法 別紙業務委託内容に示す1工程当たりの契約単価を見積もること。
- 支払方法 契約単価に消費税を加えて、業務完了確認後、支払うものとする。
- 委託内容 別紙のとおり
- その他
 - 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
 - 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
 - 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
 - 仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- 問合せ先
 - 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市役所 契約課
電話048（922）1129（直通）
 - 契約締結後の問合せ先
草加市教育委員会 学校施設課 担当 三橋
電話048（922）2643（直通）

業務委託内容

【作業目的】

市内小学校の施設内漏水調査は、次の作業内容で全水道施設を調査することによつて的確な漏水の位置及び規模・その他不明水量を追求することにより、異常施設の適正化を計る目的であることから、作業内容に従い、誠実にこれを履行しなければならない。

【調査対象校】

市内21校の小学校（別添資料のとおり）のうち、発注者から漏水調査を依頼した学校とする。

【1 工程の作業内容】

- (1) データ分析…水道施設及び使用水量等の資料の収集と分析
- (2) 漏水調査
 - ① 現場下見：施設（各種図面等）及び路面（表出水等）状況を把握する。
 - ② 流量測定：漏水監視器の稼働水量（夜間）のチャートを基に、量水器、高架水槽による不明水量の把握と分析を行う。
 - ③ 蛇口・止水栓音聴：全蛇口、止水栓の器具不良及び疑似音等の確認をし、特別水道施設（節水装置等）の施設機能の点検を併せて行う。
 - ④ 受水槽・消火栓確認：受水槽、各ポンプ回りの点検や、受水槽回り、揚水管・消火配管の疑似音等を確認する。
 - ⑤ その他流出量の調整：サイフォン式トイレ、池等で過度に流出している場合には、適量に調整をする。
 - ⑥ 管路探知：漏水が発生している疑いのある埋設配管での、正確な管路位置や系統を確認する。
 - ⑦ 管路面音聴：疑似漏水管路面上を音聴し、漏水箇所の範囲を絞り込む。
 - ⑧ 漏水確認：ボーリング作業や相関調査により、正確な漏水地点を割出す。尚、通常工法で作業が困難な場合はエアコンプレッサーやトレーサ式漏水発見器を使用する。
 - ⑨ 補修後の確認：漏水の再発及び漏水による補修箇所等を確認する。
- (3) 報告書作成・報告

報告書は、調査完了後決められた期日をもって速やかに作成、提出する。なお、報告書は、学校管理者確認のうえ、押印または署名を受け、作業責任者が持参し、内容について説明するものとし、不備不良箇所が存する場合は、位置が確認できる図面、

状況写真を必ず提出すること。

【漏水調査使用機器】

- ①簡易音聴棒 ②漏水探知機 ③鉄管探知器 ④非金属探知機 ⑤ボックスロケーター
⑥相関式漏水発見器 ⑦エアコンプレッサー ⑧トレーサ式漏水発見器 ⑨その他補足
機器

【その他の事項】

- (1) 作業の詳細については、市担当者と十分な打ち合わせを行った上で作業を行う。
- (2) 作業日時・作業内容については、前もって市担当者に連絡し打ち合わせを行う。
- (3) 作業中に起きた事故、器具損傷については、原則として受注者の債務とする。
- (4) 作業に支障がある事態が起きた場合は、至急連絡し市担当者の指示をおおぐものとする。
- (5) 空堀りについては、再調査する事によって補償する。

(別添資料)

漏水調査対象施設

No.	学校名	所在地
1	草加小学校	草加市住吉一丁目11番64号
2	高砂小学校	草加市中央一丁目2番5号
3	新田小学校	草加市旭町六丁目12番11号
4	谷塚小学校	草加市谷塚仲町440番地
5	栄小学校	草加市松原一丁目3番2号
6	川柳小学校	草加市青柳七丁目27番10号
7	瀬崎小学校	草加市瀬崎二丁目32番1号
8	西町小学校	草加市西町270番地
9	新里小学校	草加市新里町759番地
10	花栗南小学校	草加市花栗四丁目3番1号
11	八幡小学校	草加市八幡町65番地
12	新栄小学校	草加市新栄四丁目959番地
13	清門小学校	草加市清門三丁目37番地1
14	稲荷小学校	草加市稲荷五丁目11番1号
15	氷川小学校	草加市氷川町448番地
16	八幡北小学校	草加市八幡町1148番地
17	長栄小学校	草加市長栄一丁目762番地
18	青柳小学校	草加市青柳三丁目17号1号
19	小山小学校	草加市小山二丁目8番1号
20	両新田小学校	草加市両新田西町55番地
21	松原小学校	草加市松原四丁目2番1号

別記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、草加市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(作業場所の特定)

第3条 受注者は、発注者の指定した場所又は受注者の求めにより発注者が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、発注者の承認は、書面でなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第4条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(1) 受注者は、発注者の許可なく、発注者の指定した場所又は発注者が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。

(2) 受注者は、個人情報等を発注者から受ける時又は発注者に渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者その他必要な事項を記載した書面を発注者と取り交わさなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の使用等の禁止)

第6条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第8条 受注者は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第9条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに発注者に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第10条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(その他)

第11条 受注者は、第2条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

委託番号	7328
契約形態	業務委託

業務委託仕様書

- 件名 学校施設内漏水調査業務委託（中学校）（単価契約）
- 履行期間 令和6年(2024年)4月1日 から 令和7年(2025年)3月31日まで
- 履行場所 市内中学校11校
- 積算方法 別紙業務委託内容に示す1工程当たりの契約単価を見積もること。
- 支払方法 契約単価に消費税を加えて、業務完了確認後、支払うものとする。
- 委託内容 別紙のとおり
- その他
 - 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
 - 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
 - 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
 - 仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- 問合せ先
 - 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市役所 契約課
電話048（922）1129（直通）
 - 契約締結後の問合せ先
草加市教育委員会 学校施設課 担当 三橋
電話048（922）2643（直通）

業務委託内容

【作業目的】

市内中学校の施設内漏水調査は、次の作業内容で全水道施設を調査することによつて的確な漏水の位置及び規模・その他不明水量を追求することにより、異常施設の適正化を計る目的であることから、作業内容に従い、誠実にこれを履行しなければならない。

【調査対象校】

市内11校の中学校（別添資料のとおり）のうち、発注者から漏水調査を依頼した学校とする。

【1 工程の作業内容】

- (1) データ分析…水道施設及び使用水量等の資料の収集と分析
- (2) 漏水調査
 - ① 現場下見：施設（各種図面等）及び路面（表出水等）状況を把握する。
 - ② 流量測定：漏水監視器の稼働水量（夜間）のチャートを基に、量水器、高架水槽による不明水量の把握と分析を行う。
 - ③ 蛇口・止水栓音聴：全蛇口、止水栓の器具不良及び疑似音等の確認をし、特別水道施設（節水装置等）の施設機能の点検を併せて行う。
 - ④ 受水槽・消火栓確認：受水槽、各ポンプ回りの点検や、受水槽回り、揚水管・消火配管の疑似音等を確認する。
 - ⑤ その他流出量の調整：サイフォン式トイレ、池等で過度に流出している場合には、適量に調整をする。
 - ⑥ 管路探知：漏水が発生している疑いのある埋設配管での、正確な管路位置や系統を確認する。
 - ⑦ 管路面音聴：疑似漏水管路面上を音聴し、漏水箇所の範囲を絞り込む。
 - ⑧ 漏水確認：ボーリング作業や相関調査により、正確な漏水地点を割出す。なお、通常工法で作業が困難な場合はエアコンプレッサーやトレーサ式漏水発見器を使用する。
 - ⑨ 補修後の確認：漏水の再発及び漏水による補修箇所等を確認する。
- (3) 報告書作成・報告

報告書は、調査完了後決められた期日をもって速やかに作成、提出する。なお、報告書は、学校管理者確認のうえ、押印または署名を受け、作業責任者が持参し、内容について説明するものとし、不備不良箇所が存する場合は、位置が判断できる図面、

状況写真を必ず提出すること。

【漏水調査使用機器】

①簡易音聴棒 ②漏水探知機 ③鉄管探知器 ④非金属探知機 ⑤ボックスロケーター
⑥相関式漏水発見器 ⑦エアコンプレッサー ⑧トレーサ式漏水発見器 ⑨その他補足
機器

【その他の事項】

- (1) 作業の詳細については、市担当者とは十分な打ち合わせを行った上で作業を行う。
- (2) 作業日時・作業内容については、前もって市担当者へ連絡し打ち合わせを行う。
- (3) 作業中に起きた事故、器具損傷については、原則として受注者の債務とする。
- (4) 作業に支障がある事態が起きた場合は、至急連絡し市担当者の指示をおおぐものとする。
- (5) 空掘りについては、再調査する事によって補償する。

(別添資料)

漏水調査対象施設

No	学 校 名	所 在 地
1	草加中学校	草加市氷川町2179番地4
2	栄中学校	草加市松原三丁目7番1号
3	谷塚中学校	草加市谷塚上町62番地
4	川柳中学校	草加市青柳七丁目35番1号
5	新栄中学校	草加市新栄一丁目33番地
6	瀬崎中学校	草加市瀬崎五丁目3番1号
7	花栗中学校	草加市花栗四丁目15番12号
8	両新田中学校	草加市両新田西町368番地1
9	新田中学校	草加市長栄一丁目767番地
10	青柳中学校	草加市青柳八丁目58番10号
11	松江中学校	草加市松江三丁目14番33号

別記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、草加市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(作業場所の特定)

第3条 受注者は、発注者の指定した場所又は受注者の求めにより発注者が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、発注者の承認は、書面でなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第4条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(1) 受注者は、発注者の許可なく、発注者の指定した場所又は発注者が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。

(2) 受注者は、個人情報等を発注者から受ける時又は発注者に渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者その他必要な事項を記載した書面を発注者と取り交わさなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の使用等の禁止)

第6条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第8条 受注者は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第9条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに発注者に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第10条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(その他)

第11条 受注者は、第2条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。